

教職員の 福利厚生制度

— 制度の概要 —

全国教職員互助団体協議会



福利厚生とは

○地方公務員（教職員）

給与制度などとともに、職員の生活を安定させることを目的として実施するもの

○民間企業

従業員の生活向上を図ることで企業収益を高めることを目的として実施するもの



法定福利費と法定外福利費

法定福利費	法定外福利費
<ul style="list-style-type: none">・ 社会保険<ul style="list-style-type: none">健康保険料介護保険料厚生年金保険料・ 児童手当拠出金・ 労働保険<ul style="list-style-type: none">労災保険料雇用保険料	<ul style="list-style-type: none">・ 健康・医療関連費・ 育児・介護支援関連費・ 慶弔・災害関連費・ 文化・体育行事費・ レクリエーション関連費・ 自己啓発・能力開発支援費・ 財産形成関連費・ 住宅支援関連費 など

公立学校教職員の福利厚生（１）

地方公務員法第４２条	厚生制度
地方公務員法第４３条	共済制度
地方公務員法第４５条	公務災害補償

○公立学校教職員等とは？

- ・公立学校の教職員
- ・都道府県教育委員会の職員
- ・都道府県教育委員会が所管する教育機関の職員
（都道府県が設置する図書館や博物館等）

公立学校教職員の福利厚生（２）

○地方公務員法 第四十二条（厚生制度）

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

保健	健康診断、メンタルヘルス 等
元気回復	レクリエーション（近年は価値観が多様化）
その他、厚生	サークル活動への助成、職員食堂の経営、職員の冠婚葬祭に際しての給付、職員宿舎、互助会の設置

- ①地方公共団体が行う厚生事業：教職員の健康管理事業、教職員住宅の維持管理、相談事業等
- ②互助団体が行う厚生事業：相互共済事業、各種福祉事業

公立学校教職員の福利厚生（3）

○地方公務員法 第四十三条（共済制度）

職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金に関する制度が含まれていなければならない。

3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4 5 6（省略）



地方公務員等共済組合法 が制定

地方公務員である教職員と、その家族や遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的な運営に資することを目的とする

公立学校共済組合

短期給付事業	組合員・被扶養者の公務によらない病気・負傷・出産・死亡・災害等に対する給付 (療養給付・高額療養費・出産費・埋葬料・傷病手当金など)
長期給付事業	組合員及び遺族に対する年金支給
保険事業	健康の保持増進を目的とした事業 (人間ドック・メンタルヘルス相談など)
貸付事業	資金を必要とする場合に貸付を行う事業 (医療・教育・冠婚葬祭・住宅及び宅地の取得など)
宿泊事業	保養・教養のための宿泊施設を経営 (宿泊・会合・宴会・レクリエーション)
医療事業	全国に8つの病院を運営 (山形・東京・富山・岐阜・兵庫・広島・愛媛・福岡)

※2021年現在



福利厚生関係団体

- 公益財団法人 日本教育公務員弘済会
- 教職員共済生活協同組合（教職員共済）
- 全日本教職員組合共済会（全教共済）
- 学校生活協同組合
- 一般財団法人教職員生涯福祉財団